

全教職員、学生 各位

## 本学関係者が関連するクラスターの発生に伴う措置について

本学関係者が関連するクラスターが発生した事態を深刻に捉え、県における感染拡大防止重点対策期間（3月31日まで）における本学の取組を強化します。

全教職員、学生においては、本学が「県における医療の最後の砦の一員である」ことを再認識し、別紙のとおり3月7日に発出した対策本部長メッセージに記載する取組を継続するとともに、特に下記の取組について徹底をお願いします。

濃厚接触者等の対応については、令和4年2月4日付け3医大総号外「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う濃厚接触者等への対応について（通知）」により対応いただきますようお願いいたします。

特に学生については、学部や学年ごとの通知等に従い慎重な行動をお願いします。

### 記

#### 1 感染拡大防止重点対策として取り組むこと

人数を問わず、グループでの会食は控えること

#### 2 基本対策として取り組むこと

集団での飲食を控えることとし、飲食時は、感染リスクに十分に注意すること  
三密、深酒、大声やマスクなしでの会話などは、絶対にしないこと

#### 3 職場として取り組むこと

- (1) 感染者を出さないように互いに感染防止対策を徹底すること
- (2) 大人数が集まるイベントは、開催の緊急性・必要性を判断し、極力自粛することとし、やむを得ず開催する場合は、感染防止対策を徹底し、県の定める要件に従うこと  
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010a/coronavirus-event.html>

令和4年3月24日

福島県立医科大学新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長 竹之下 誠一

全教職員、学生 各位

福島県における「非常事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」解除に伴う本学の取組について

先週開催された第121回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、県は、全県における「非常事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」を3月6日で終了することを決定しました。

また、県は、県内の感染リスクがゼロとなったわけではないため、今月末まで「感染拡大防止重点対策」を実施することとしました。

大学に対しては、学生への感染防止対策の周知と注意喚起が、事業者に対しては、職場内の感染防止対策の徹底と人との接触機会の低減などの対策が求められていることから、本学では、引き続き、下記取組を徹底することとしますので、改めて御協力をお願いします。

なお、濃厚接触者等の対応については、令和4年2月4日付け3医大総号外「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う濃厚接触者等への対応について（通知）」により対応いただきますようお願いいたします。

おつて、学生については、学部や学年ごとの通知等に従い慎重な行動をお願いします。

記

## 1 感染拡大防止重点対策として取り組むこと

- (1) 感染拡大地域との不要不急の往来は控えること
- (2) 同一グループ・同一テーブルでの会食は4人以内とし、感染対策の徹底された飲食店を利用すること

## 2 基本対策として取り組むこと

- (1) 一人ひとり基本的な感染対策を徹底すること  
外出時や会話時のマスクの着用、こまめな手洗いや手指消毒の徹底、こまめな換気やソーシャルディスタンスの確保、健康ダイアリーによる毎日の健康観察など
- (2) 発熱や喉の痛みなど症状がある場合は登校・出勤を控え、かかりつけ医や受診・相談センターに早めに受診・相談すること
- (3) 感染が疑われる場合や接触確認アプリ（略称：COCOA）で接触可能性の通知があった場合は、受診・相談センターや教職員は所属長に、学生は学生担当課（室）に連絡するなど適切に対応すること
- (4) PCR検査等を受検した場合は必ず、教職員は所属長に、学生は学生担当課（室）に連絡すること
- (5) 飲食時は、感染リスクに十分に注意すること  
三密、深酒、大声やマスクなしでの会話などを控える
- (6) 旅行や帰省等、移動する時は、自身の体調管理や移動先の感染情報把握などを含め、感染防止対策を講じること

※接種の順番を迎えた際は、新型コロナワクチンの接種をお願いします。

### 3 本学全体として取り組むこと

家庭内においても教職員及び学生それぞれが感染拡大防止対策や基本対策を徹底し、子どもを感染から守り、高齢者に感染を拡げないように努めること

### 4 職場として取り組むこと

(1) 職場内の感染防止対策を徹底すること

手指消毒やマスク着用の徹底、職場内の消毒や換気、出勤時の健康チェック（所属の教職員の健康ダイアリーの確認）など

(2) 時差出勤・在宅勤務やオンライン会議などの活用し、職員同士を含めた人との接触機会の低減を図ること（時差出勤・在宅勤務について附属病院勤務職員は、この限りではない）

(3) 業務継続計画（BCP）などを確認し、優先順位が高い業務に未処理や遅滞などが発生しないように努めること

(4) イベントは、感染防止対策を徹底し、県の定める要件に従い開催すること

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010a/coronavirus-event.html>

### 5 本学学生として取り組むこと

学部や学年ごとの通知等に従い慎重な行動をとること

令和4年3月7日

福島県立医科大学新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長 竹之下 誠一